

伊賀市給食センター運営委員会条例

(設置)

第1条 伊賀市給食センターの適正かつ円滑な運営を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、伊賀市給食センター運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員)

第2条 委員会は、20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 小中学校長
- (2) 配膳対象となる小中学校の保護者
- (3) 学識経験者又は専門知識を有する者
- (4) その他教育委員会が必要と認めた者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、任期内であっても、前条第2項各号に掲げる要件を欠いたときは、委員を辞したものとみなす。

(所掌事項)

第4条 委員会は、給食センターの運営に関する重要な事項を審議する。

2 前項の審議を行うため、委員会は、必要な調査研究を行うことができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会議を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第6条 委員会の会議は、委員長がこれを招集する。

2 委員会の会議は、委員長が議長となる。

3 委員会の会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、伊賀市給食センターの管理・運営に関する規則（平成16年伊賀市教育委員会規則第20号）により委嘱又は任命を受けた委員は、この条例の相当規定により委嘱又は任命されたものとみなす。